

マイナンバーカードの申請・代理交付についてのご案内

STEP1

志木市総合窓口課への申込み・打合せ

- ・人数、日程、申請及び代理交付による受取りの方法、準備物などを確認

STEP2-1

志木市からの文書による申請補助手続依頼後、申請サポートを実施してください

- ・顔写真の撮影や交付申請書の記入補助、QRコード付き申請書を用いたオンライン申請補助を行う。
- ・オンライン申請の場合は申請書IDのスクリーンショット等を紙に出力する。
- ・郵送申請の場合は申請書の写しを取る。
- ・カード申請後、できあがりまで約1か月～1か月半かかります。

STEP2-2

志木市からの文書によるカード代理交付手続依頼後、代理受取りを実施してください

- ・施設等職員の方が来庁し、カードを代理で受け取る。
- ・受け取ったカードをご本人様に渡す。

STEP3

実績報告書等の書類提出

- ・実績報告書兼報償費請求書（第3号様式）
- ・実施報告書（第4号様式・第5号様式）
- ・その他書類（交付申請書の写し・スクリーンショットを出力したもの、交付通知書の写し）

STEP4

報償費の支払い

- ・申請サポートと代理受取りのどちらも行った場合、1件（1名）8,000円 × 人数
- ・申請サポートのみまたは代理受取りのみの場合、1件（1名）4,000円 × 人数
- ・お支払い先は法人又は施設名義の口座となります。

【問合せ先】 志木市役所総合窓口課 住民記録グループ

電話 048-473-1111(内線 1015)

E-mail sogo_madoguti@city.shiki.lg.jp

施設・支援団体様が申請サポート・代理交付を受ける際の Q&A

Q1. 申請サポート・代理交付による受取りのいずれかだけでも報償の対象となりますか。

A1. いずれか一方だけでも対象になります。申請サポート・代理受取りの両方を行った場合は、対象者1人あたりにつき 8,000 円になります。

Q2. この報償費制度に関し、市職員が施設等へ訪問し、サポートをしていただくことは可能ですか。

A2. 市職員がサポートを行うこと（出張申請）は可能ですが、出張申請の場合は、今回の報償の対象にはなりません。

Q3. カードの新規取得だけでなく、カード有効期限満了に係る更新も対象となりますか。

A3. 報償の対象となります（電子証明書の更新のみの場合は除く）。

Q4. 紛失・盗難によるカード再発行は、報償の対象となりますか。

A4. 報償の対象となります。ただし、再発行手数料 1,000 円（電子証明書を含む）の本人負担があります。

Q5. 申請者が有効なマイナンバーカードを持っているかどうか不明な場合に申請サポートを行ったときは、報償の対象となりますか。

A5. 申請サポート後の実績報告書審査で二重申請が判明した場合、当該申請分は報償の対象とはなりません。申請サポート実施前に申請者本人が有効なマイナンバーカードを持っているか確認してください。

なお、カードを紛失している場合は、紛失によるカード再発行（Q4 参照）になり、報償の対象となります（ただし、再発行手数料の本人負担があります。）。

Q6. 個人が申請サポート・代理交付による受取りをした場合、報償の対象となりますか。

A6. 報償の対象とはなりません。報償支払いは法人格がある施設・団体のみとなります。

Q7. 事業参加申込書の提出なく、申請サポート・代理交付による受取りを行った場合、市から報償費の支払いを受けることはできますか。

A7. 事業参加申込書の提出は必須です（申込み後、打合せを行い、市から文書による依頼を受けた以降の申請サポート・代理受取りが報償の対象となります）。

Q8. 申請者の住所に届いた交付通知書（はがき）をもってご家族の方が代理交付による受取りを行った場合、報償の対象となりますか。

A8. 報償の対象とはなりません。

Q9. 志木市に住民票がない入所者等の申請サポート・代理交付による受取りを行った場合も、報償対象となりますか。

A9. 報償の対象とはなりません。

なお、住民票がある他市区町村で報償費制度が実施されているかについては、施設・支援団体様において他市区町村 HP・電話等により確認ください。

Q10. 申請サポートでオンライン申請・郵送申請したのち写真等が不備となった場合、不備対応は申請1件に数えますか。

A10. 不備対応は申請と一連の行為であることから、不備対応のみをもって申請1件とは数えません。

Q11. 代理交付による受取りの際に必要な本人確認書類にはどのようなものが該当しますか。

A11. 本人確認書類（有効期限内のものに限る）は、交付申請者分と代理人分で異なります。

（交付申請者の本人確認書類）

①書類をお持ちの場合、①書類2点または、①書類1点＋②書類1点が必要です。

②書類のみをお持ちの場合、②書類2点＋個人番号カード顔写真証明書が必要です。

（代理人の本人確認書類）

①書類2点または、①書類1点＋②書類1点が必要です。

【①書類】

運転免許証、旅券、マイナンバーカード、顔写真付き住基カード、障害者手帳、在留カード、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）など

【②書類】

健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、年金額改定通知書、年金振込通知書、障害福祉サービス受給者証、生活保護受給者証など

Q12. 代理交付による受取りの際に、本人確認書類のほか、必要な資料はありますか。

A12. 代理交付による受取りの場合、下記に掲げる「交付申請者の出頭が困難であることを疎明する資料」が必要です。

交付申請者	疎明資料
75歳以上の高齢者	委任状（交付通知ハガキ）に「出頭困難である」旨の記載があれば、疎明資料は不要です。
75歳未満の 施設入居者、長期入院者	施設長・病院長が作成する個人番号カード顔写真証明書
75歳未満の要介護・要支援認定者	介護保険被保険者証、ケアマネジャー及びその所属する事業者長が作成する個人番号カード顔写真証明書など
75歳未満の障がい者	障害者手帳、障害福祉サービス受給者証など